

公委第 70032 号

放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和 8 年 8 月 3 日

京都府公安委員会



弁明通知書番号
61-109-260530-652001
61-109-260605-651003
61-109-260611-644004
61-109-260611-650005
61-109-260626-648004
61-109-260626-651001
61-109-260628-644001
61-109-260629-644002
61-109-260703-875003
61-109-260703-875004
61-109-260703-875005
61-110-260502-675001
61-110-260511-667001
61-110-260613-668001
61-110-260624-663001
61-110-260625-672006
61-110-260626-673006
61-110-260627-672001
61-110-260627-672003
61-110-260629-663001
61-110-260701-673004
61-110-260702-656001
61-121-260415-724001
61-121-260505-719002
61-121-260616-722001

弁明通知書番号
61-121-260616-724001
61-121-260618-724001
61-121-260621-734006
61-121-260703-734003
61-122-260626-533002
61-122-260627-545006
61-122-260629-532001
61-122-260701-545010
61-124-260515-600005
61-124-260518-593003
61-124-260518-602008
61-124-260524-601001
61-124-260529-595001
61-124-260603-600008
61-124-260611-601002
61-124-260613-601014
61-124-260615-601004
61-124-260617-599029
61-124-260617-604002
61-124-260617-604008
61-124-260621-595003
61-124-260624-599006
61-124-260625-601001
61-124-260625-602007
61-124-260625-602011

弁明通知書番号
61-124-260626-594002
61-124-260626-600003
61-124-260626-600004
61-124-260627-590007
61-124-260627-590008
61-124-260627-601008
61-124-260628-604004
61-124-260628-604005
61-124-260628-604006
61-124-260629-594002
61-124-260701-594005
61-124-260701-601005
61-124-260701-601013
61-124-260701-602006
61-124-260702-602004
61-124-260702-602006
61-124-260702-602008
61-124-260702-602010
61-125-260526-548001
61-125-260605-548007
61-125-260612-548007
61-125-260619-548001
61-125-260621-559001
61-125-260623-549011
61-125-260626-549002
61-125-260627-549008
61-125-260629-548021
61-125-260629-551002
61-125-260630-551010
61-125-260630-551014
61-125-260703-548002
61-125-260703-549006
61-126-260515-608005
61-126-260517-608002
61-126-260524-609008
61-126-260527-621007
61-126-260531-609006
61-126-260604-607007
61-126-260608-607001
61-126-260609-614002

弁明通知書番号
61-126-260621-611001
61-126-260628-609013
61-126-260629-607006
61-126-260629-608005
61-126-260630-615004
61-126-260702-606001
61-126-260703-606001
61-126-260703-616004
61-127-260605-701006
61-127-260614-701006
61-127-260615-703008
61-127-260619-703008
61-127-260620-704001
61-127-260626-702004
61-127-260628-702008
61-127-260630-701007
61-127-260630-702010
61-127-260702-700001
61-127-260702-701005
61-128-260511-696009
61-128-260603-696002
61-128-260606-696002
61-128-260612-697003
61-128-260619-692001
61-128-260620-682001
61-128-260624-696001
61-128-260628-696003
61-128-260702-874001
61-128-260702-874004
61-128-260702-875003
61-128-260702-875004
61-128-260703-696001
61-129-260420-510003
61-129-260510-522006
61-129-260515-510017
61-129-260520-528001
61-129-260528-528007
61-129-260603-521001
61-129-260603-521002
61-129-260604-515002

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

弁明通知番番号
61-129-260604-522001
61-129-260609-521005
61-129-260610-527003
61-129-260614-528015
61-129-260615-521002
61-129-260616-515003
61-129-260616-522001
61-129-260617-521001
61-129-260619-510006
61-129-260622-512002
61-129-260622-515005
61-129-260625-522004
61-129-260626-510003
61-129-260626-511002
61-129-260627-511003
61-129-260627-511005
61-129-260627-521002
61-129-260627-522003
61-129-260628-512002
61-129-260628-512003
61-129-260628-518003
61-129-260628-520002
61-129-260630-512001
61-129-260630-512008
61-129-260630-520002
61-129-260630-521002
61-129-260630-527005
61-129-260701-512005
61-129-260701-521001
61-129-260701-527002
61-129-260701-528002
61-129-260701-528005
61-129-260703-521002
61-129-260703-527003
61-131-260520-752004
61-131-260614-749003
61-131-260622-749002
61-131-260624-749003
61-131-260624-752002
61-131-260627-749005

[illegible][illegible][illegible]

- 1 この処分不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができ、なお、審査請求をしたことができなかった日（この処分がなされた日から起算して3箇月以内であつても、この処分の翌日から起算して1年を経過する）は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会とします。）京都地方裁判所に処分取消の訴えを提起することになります（なお、処分取消の訴えを提えたことを知った日から起算して1年を経過する）。また、当該審査請求に対する裁決があつた日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することになります。ただし、上記1の訴えができない限り、審査請求をした場合には、また、当該審査請求に対する裁決があつた日から起算して1年を経過する）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会とします。）京都地方裁判所に処分取消の訴えを提起することになります（なお、処分取消の訴えを提えたことを知った日から起算して1年を経過する）。

1 この処分が不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができ、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京
都府を代表する者は、京都府公安委員会となり得ます。）京都地方裁判所に処分この取消しの訴えを提起することにより、
の処分があらわされたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であつても、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、訴えを提起することにより、
日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することにより、